

2024年2月1日

吸収合併に係る事後開示書面

奈良県葛城市尺土19番地

株式会社ツバキ・ナカシマ

取締役兼代表執行役社長 CEO 廣田 浩治

当社は、2023年12月15日付で椿鋼球株式会社との間で締結した合併契約に基づき、2024年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、椿鋼球株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本件合併」といいます。)を行いました。

本件合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 合併が効力を生じた日

2024年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、株式買取請求手続、新株予約権買取手続及び債権者異議手続の経過

(1) 差止請求

椿鋼球株式会社は当社の完全子会社であることから、本合併に関し、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

椿鋼球株式会社は当社の完全子会社であることから、本合併に関し、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

椿鋼球株式会社は新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

椿鋼球株式会社は、2023年12月20日に官報において公告を行うとともに、知れている債権者に対し各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、株式買取請求手続、新株予約権買取手続及び債権者異議手続の経過

(1) 差止請求

本件合併は、会社法796条2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求

本件合併は、会社法796条2項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3)債権者の異議

当社は、2023年12月20日に官報において公告を行うとともに、電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が承継した消滅会社の重要な権利義務に関する事項

当社は、椿鋼球株式会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社において事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載がされた事項

別紙の通りです。

6. 合併の変更の登記をした日

2024年2月14日までに本合併による変更登記の申請を行います。

7. その他合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

2023年12月15日

吸収合併に係る事前開示書面

奈良県葛城市尺土19番地
椿鋼球株式会社
代表取締役 富士川 徹



椿鋼球株式会社は、2024年2月1日を効力発生日として、株式会社ツバキ・ナカシマ(以下「吸収合併存続会社」という)を存続会社、吸収合併存続会社の完全子会社である椿鋼球株式会社(以下「吸収合併消滅会社」という)を消滅会社とする吸収合併(以下「本件合併」という)を行うことといたしました。

本件合併を行うに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

本件合併における吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

吸収合併消滅会社が吸収合併存続会社の完全子会社であることから、吸収合併存続会社は、本件合併に際し、その対価として株式、金銭その他財産の交付は行いません。

3. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」よりご覧いただけます。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

1. オランダのスタンピング工場閉鎖

吸収合併存続会社は、2023年6月16日開催の取締役会において、オランダのスタンピング部品工場を閉鎖することを決議いたしました。

2. イタリア樹脂成型メーカー買収

吸収合併存続会社は、グループ会社のTN ITALY,S.P.A.を通じて、イタリア樹脂成型メーカーのRispa Srl社(本社:イタリア共和国エミリア=ロマーニャ州モデナ県ミランドラ)の発行済み全株式を取得すること(以下、本株式取得)に関する契約を6月30日に締結し、本株式取得を7月31日に完了いたしました。

3. 第三者割当による新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債の発行/AA社との事業提携の件

吸収合併存続会社は、2023年10月18日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の募集について決議し、11月9日に振込が完了いたしました。また、2023年10月18日開催の取締役会において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業提携契約を締結することも決議いたしました。

4. インドにおける新工場稼働開始

吸収合併存続会社は、2021年11月12日付「インドにおける新工場建設に関するお知らせ」において公表しておりました新工場の建設が完了し、2023年11月1日に開所式を執りおこない、本格稼働いたしました。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の吸収合併存続会社の事業活動において、吸収合併存続会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておりません。

以上により、本件合併の効力が生ずる日以降における吸収合併存続会社の債務につき、履行の見込みはあるものと判断いたしました。

以上



合併契約書

本合併契約は、ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、

ツバキ・ナカシマ株式会社と、
株式会社ツバキ・ナカシマと、
ツバキ・ナカシマ株式会社と、

合併契約書

ツバキ・ナカシマ株式会社と、

ツバキ・ナカシマ株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ツバキ・ナカシマ株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、
株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、

株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、

株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、
株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、

株式会社ツバキ・ナカシマ

株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、
株式会社ツバキ・ナカシマ（以下「株式会社ツバキ・ナカシマ」という。）と、
ツバキ・ナカシマ株式会社（以下「ツバキ・ナカシマ」という。）と、

椿鋼球株式会社



合併契約書

株式会社ツバキ・ナカシマ(以下、「甲」という)と椿鋼球株式会社(以下、「乙」という)とは、合併に関し次のとおり契約を締結する。

第1条(合併の方法)

甲および乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う(以下、「本合併」という)。

第2条(合併をする会社の商号および住所)

(1) 甲(吸収合併存続会社)

商号:株式会社ツバキ・ナカシマ

住所:奈良県葛城市尺土19番地

(2) 乙(吸収合併消滅会社)

商号:椿鋼球株式会社

住所:奈良県葛城市尺土19番地

第3条(合併に際して交付する金銭等)

乙は、甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等(存続会社の株式及び金銭を含む。)の交付は行わない。

第4条(資本金および準備金の額に関する事項)

本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

第5条(承認総会の省略)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本合併を行う。

第6条(効力発生日)

本合併の効力発生日は、2024年2月1日とする。なお、本合併の手續進行上の必要性その他の理由により、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第7条(会社財産の善管注意義務)

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

第8条(従業員の処遇)

効力発生日における乙の従業員は、全員甲が雇用するものとする。その他の取扱いについては、別途甲乙協議のうえ、これを決定する。

第9条(事情変更の場合)

本契約締結後、効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約に定める各条項に疑義を生じた場合、その他本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に基づき甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年12月15日

奈良県葛城市尺土19番地
株式会社ツバキ・ナカシマ
取締役兼代表執行役社長 CEO
廣田 浩治

奈良県葛城市尺土19番地
樁鋼球株式会社
代表取締役社長 富士川 徹

